

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	こども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、こども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和7年8月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	阿南市こどもの医療費の助成に関する条例(昭和48年阿南市条例第2号)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 申請等の受付、審査及び応答に関する事務 ② こどもの医療費の助成に関する事務 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係るこども医療費の助成に関する事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1 乳幼児医療システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
こども医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項・第19条第6号 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第1項及び別表第1の7の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし : 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない (情報照会の根拠) 番号法第19条第9号 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び別表第2の27の項 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年阿南市規則第32号)第46条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿南市保健福祉部保険年金課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-1118
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。事務に必要な情報を入力することがないよう、あらかじめ定められた申請書様式において申請を受け付けている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	課長 吉積 和己	課長 荒井 啓之	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	阿南市企画部行政情報課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884-28-9885	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884-22-3804	事後	
平成29年5月30日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	課長 荒井 啓之	課長 吉岡 泰香	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	課長 吉岡 泰香	課長	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	2016/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	2016/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1 乳幼児医療費助成システム	1 乳幼児医療システム	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IV リスク対策 8 監査	自己点検 外部監査	自己点検	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
令和4年4月1日	IV リスク対策 8 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	阿南市こどもの医療費の助成に関する条例(昭和48年阿南市条例第2号)に基づき、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 ① 申請等の受付、審査及び応答に関する事務 ② こどもの医療費の助成に関する事務	阿南市こどもの医療費の助成に関する条例(昭和48年阿南市条例第2号)に基づき、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 ① 申請等の受付、審査及び応答に関する事務 ② こどもの医療費の助成に関する事務 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係るこども医療費の助成に関する事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1 乳幼児医療システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー	1 乳幼児医療システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第1項及び別表第1の7の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項・第19条第6号 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第1項及び別表第1の7の項	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし : 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない (情報照会の根拠) 番号法第19条第9号 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び別表第2の27の項 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年阿南市規則第32号)第46条	(情報提供の根拠) なし : 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない (情報照会の根拠) 番号法第19条第9号	事後	
令和7年8月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし : 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない (情報照会の根拠) 番号法第19条第9号	(情報提供の根拠) なし : 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない (情報照会の根拠) 番号法第19条第9号 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び別表第2の27の項 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年阿南市規則第32号)第46条	事後	
令和7年8月12日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和7年8月12日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和7年8月12日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(なし)	[十分である]	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年8月12日	IV-8 判断の根拠	(なし)	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年8月12日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年8月12日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】	(なし)	[十分である]	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年8月12日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】	(なし)	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。 事務に必要なない情報を入手することのないよう、あらかじめ定められた申請書様式において申請を受け付けている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う追加項目